

議 員 鳥 居 康 子

1 コロナ禍における避難所運営に関し、以下2点伺う。

- (1) 3密防止の観点から、小学校の体育館をはじめとした11か所の避難所が指定されているが、収容人数が充足しているか見解を伺うとともに、避難所での受付体制を伺う。

(回答)

現在、コロナ禍における台風襲来時の避難所については、小・中学校の体育館等、最大で11か所を開設する予定となっており、全避難所の合計収容人数は3,170人ですが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、1人当たり4平方メートルを確保した場合の収容人数は、2,614人となっております。

昨年の台風19号襲来時には、市内全体で1,143人の方が避難され、本市における過去最大の避難者数となりましたが、その人数を上回る収容人数の確保ができております。

避難所の受付体制につきましては、アルコール消毒液による手指消毒の徹底、検温、市保健師による問診等を行うこととしており、発熱等の異常が確認された避難者につきましては、他の避難者とは動線を分けて、パーテーションで隔離したスペースに誘導し、新型コロナウイルス感染者であったとしても、他の避難者に感染が広がることのないよう対策を講じることとしております。

- (2) プライバシーの保護や健康保持などに有効とされる段ボールベッドについては、感染症の予防にも効果があるとのことであるが、導入及び整備の状況を伺う。

(回答)

段ボールベッドは、床から30センチくらいの高さが保たれることから、床に直接横たわるよりも体への負担やほこりを吸い込むリスクが少なく、新型コロナウイルス感染症対策にも一定の効果があると思われま。

しかし、段ボールベッドは組立て前においても多くの収納スペースを必要とするこ

とから、現時点では備蓄はしておらず、ダンボールベッドに代わる災害用寝具といたしまして、収納スペースが少なくすみ、クッション性にも優れているエアーマットの備蓄を進めており、現在、約900枚の備蓄をしておりますが、飛沫による感染拡大防止対策といたしましては、ワンタッチパーテーションや防災テントの活用を考えております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の新たな知見等の把握に努め、段ボールベッドの有効性等を検証し、備蓄についても検討してまいりたいと考えております。

2 伊東駅周辺地区整備事業における伊東駅前広場整備について、進捗状況を伺う。

(回答)

伊東駅周辺地区整備事業につきましては、「観光のまち伊東」の玄関口にふさわしい顔づくりと伊東駅周辺地区の活性化、にぎわいの創出に資するため、伊東駅周辺地区を再整備する事業であり、伊東駅前広場及び同広場東側の2つの街区で構成するA地区を先行して整備する方針としております。

伊東駅前広場整備の進捗状況につきましては、平成23年度に交通事業者や関係団体等で構成する「伊東駅前広場整備検討委員会」を設立し、長らく休止しておりましたが、先月11月17日に再開し、伊東駅前広場整備に係る基本設計の検討を始めたところがあります。

また、当該検討委員会での検討を進めるため、伊東駅前広場整備検討業務、及び伊東駅前広場東側街区の土地利用計画を検討する伊東駅周辺街区整備検討業務に着手しております。

今後につきましては、早期にA地区の工事に着手できるよう、引き続き、当該検討委員会を開催し、令和3年度に基本設計を取りまとめるとともに、対象街区の地権者で構成する「伊東駅前地区まちづくり協議会」など関係する方々と伊東駅前広場東側街区の事業化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3 就労移行支援事業について、ひきこもりや障害のために外出が困難な方に対し、在宅で就労移行支援が受けられる仕組みを構築できないか伺う。

(回答)

在宅での就労移行支援事業につきましては、働く意欲があっても通勤や対人関係を築くことが困難であるため、就労することができない障がい者が、在宅でICTを活用するなどして、一般企業や就労継続支援事業所で就労できるように支援することを目的とした事業であり、障がい者雇用の推進とともに、地域共生社会の実現に向けて、効果の高い施策の一つであると認識しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、一部の就労支援事業所においては、利用者を通所させずに在宅で軽作業を行うなど、臨時的に在宅での就労を行っていましたが、現在のところ、常に在宅で就労ができる仕事を扱う就労支援事業所が市内にはありませんので、今後、関係機関や障害福祉サービス事業所とともに、事業実施について検討を進めてまいります。

4 双子や三つ子の子供を育てる多胎育児家庭に対し、ヘルパー派遣などの支援策が実施されているが、その取組状況を伺う。

(回答)

多胎育児家庭へのヘルパー派遣につきましては、多胎育児家庭に特化した事業ではありませんが、産前・産後サポート事業の一つといたしまして、養育支援訪問事業を実施しており、その事業内容といたしましては、祖父母や親族など育児や生活に対する支援者がいないため、養育支援が必要であると認められる家庭に対し、ホームヘルパーなどが訪問し、食事の補助、兄弟の世話、買い物への同行など家事支援を行うものであります。

なお、今年度の多胎育児家庭への派遣実績は、1組に対し派遣しており、単胎育児家庭と比較して育児負担などが大きいことから、支援回数を多くするなど配慮した対応を行っております。

今後につきましても、多胎の子供を出産した母親は、妊娠時から身体的・精神的に大

きな負担を抱え、多胎の子供ならではの困難さに直面することも少なくないことから、保健師などによる寄り添った相談支援を継続するとともに、さらなる負担軽減に繋がる取組についても検討してまいります。

- 5 国が少子化対策の一環として取り組む「結婚新生活支援事業」については、認知度が向上し、新たに事業を実施する自治体が増えている状況にある中、来年度から補助上限額の倍増などにより制度が拡充されるとのことであるが、同事業に対する本市の取組状況について伺う。

(回答)

結婚新生活支援事業につきましては、国が推進している少子化対策の一環として実施する地域少子化対策重点推進交付金の対象事業であり、年齢要件や所得要件などを満たした対象世帯に対し、婚姻に伴った新居の購入費用又は家賃、敷金等新居の賃借費用と、その新居への引越し費用を助成する制度で、現行制度では補助上限額は30万円となっております。

若者の結婚に対する意識の希薄化や晩婚化が言われる中、本事業は、結婚に対する意識啓発や経済的理由により結婚を踏みとどまっている方に対しては、一定の効果がある事業であると考えております。

令和2年10月末現在、県内では一部の市町の実施にとどまっておりますが、今後、補助上限額の拡充等、国の制度改正も行われる見込みと伺っておりますので、改正の内容や既に実施している市町の実績なども調査する中で、本市の少子化対策に有効的な取組であるか検討してまいります。

- 6 18歳未満の介護者「ヤングケアラー」の問題は、進学や学業に影響があると言われているが、学校現場においてどのように子供の家庭状況を把握し、配慮をしているのか伺う。

(回答)

市内小中学校において、通学や仕事をしながら家族の介護・世話をする子ども「ヤングケアラー」についての調査は実施しておりませんが、「ヤングケアラー」は周囲の無理解への諦めや思春期の羞恥心などから、家族介護の窮状を外部に伝えず孤立し、教諭など周囲の大人が気づかないことも多いとされておりますことから、今後、12月に予定されています政府からの要請を受けまして、実態の全容把握に努めてまいります。

現時点では、児童生徒の問題行動や不登校の状況を把握する中で、家庭的な問題に起因すると思われるものにつきましては、学校と情報を共有し、家庭状況に応じた対応が必要と判断した場合は、子育て支援課や社会福祉課、児童相談所等、関係機関と連携しながら対応しております。

また、必要に応じてケース会議を開き、関係機関やスクール・ソーシャル・ワーカー、スクールカウンセラーと情報を共有し、問題の解決に努めております。

家庭環境が複雑化、多様化する中、今後も関係機関との連携をとりながら、家庭状況に応じた対応を進めてまいりたいと考えております。